

事業所 各位

公共職業安定所 各位

印西市健康子ども部保育幼稚園課長

育児休業給付金に係る施設利用保留通知書等の発行について

平素より、本市の保育行政に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、育児休業給付金のお手続きに際し、保育所入所保留に関する書類を求められる場合がございますが、令和7年7月以降の「施設利用保留通知書」の本市における取扱いについて、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 各事業所ご担当者様

本市では保育所等の利用調整の結果、入所が保留となった場合、「施設利用保留通知書」の送付を初回審査時のみとしております。

一度お申込みをされた場合、保護者様から取下げ手続きが行われない限り、当該年度末（3月入園審査）まで継続して利用調整を行いますが、次回以降の調整結果につきましては、入所が決定（内定）するまでの間、保留通知書の他、代替書類の発行は行っておりません。

なお、公共職業安定所（ハローワーク）より市へ申請状況に関する照会があった場合は、直接対応いたします。

本件に伴う育児休業給付金のお手続きにつきましては、公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 各公共職業安定所ご担当者様

本市では、保育所等の利用調整の結果、初回審査において入所が保留となった場合に限り、「施設利用保留通知書」を発行しております。

一方、申込みが継続している場合であっても、次回以降の利用調整結果については、入所が決定（内定）するまでの間、保留通知書の他、代替書類の発行は行っておりません。

なお、育児休業給付金の申請対応に必要な範囲で、申込み状況等に関する照会をいただいた場合には、適切に情報提供を行います。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

印西市健康子ども部

保育幼稚園課入園係

電話：0476-33-4651（直通）